

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

横浜トリエンナーレ 2020 年開催に向けての広報・プロモーション関連業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は、150 万円（税込）です。

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、(1)又は(2)のいずれかの条件を満たし、かつ、(3)の制限に当てはまらないこと。

(1) 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目全てに該当するものとする。

ア 過去5年以内に広報・プロモーションもしくは類似業務の実績がある者。

イ 銀行取引停止処分を受けていない者。

ウ 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しない者。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していない者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと横浜トリエンナーレ組織委員会（以下「組織委員会」という。）が認めた者を除く。）でないこと。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者。

(2) 共同提案の場合の応募資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の項目全てに該当するものとする。

ア 共同提案者のうち1事業者以上が、過去5年以内に広報・プロモーションもしくは類似業務の実績があること。

イ 必ず幹事者を定め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した「参加意向申出書（様式1-2）」を提出してください。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同じとしてください。

ウ 複数の共同提案に応募することはできません。また、共同提案を行う者が単独で提案を行うことはできません。

エ 全ての共同提案者は、前項イ～キ全てに該当するものとする。

オ 参加意向申出書を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、参加申し込み期限までに、変更後の「参加意向申出書」（様式1-2）を提出してください。

(3) 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、応募及び共同提案者として参加することはできません。また、応募者は次の各項目に該当する者から支援を受けることはできません。

ア 評価委員会の委員の三親等以内の親族

イ 評価委員会の委員の三親等以内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者

4 参加に係る手続き

(1) 提出期限

平成 30 年 6 月 27 日（水）17 時必着

(2) 提出先

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 3-4-1 横浜美術館内

横浜トリエンナーレ組織委員会事務局（担当：高橋、福岡）

電話：045-663-7232

(3) 提出方法

郵送または持参

(注意)

- ・原則として提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に電話により到着確認を行ってください。
- ・持参の場合は、平日の 10 時～12 時と 13 時～17 時の間に、横浜トリエンナーレ組織委員会事務局まで提出してください。木曜日は横浜美術館の休館日のため、西入口（業務用入口）からお越しください。

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1-1） 1 部（共同提案の場合は、様式 1-2）

イ 誓約書（様式 1-3） 1 部（共同提案の場合は、参加する各社 1 部ずつ）

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1 枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82 円切手を貼付してください。

(5) 参加資格確認結果の通知

ア 応募者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず「参加資格確認結果通知書」を郵便にてお送りいたします。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」を送付いたします。

イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は横浜トリエンナーレ組織委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝日を除く 5 日後の 17 時までに横浜トリエンナーレ組織委員会事務局まで提出してください。

ウ 前項により説明を求められたときは、横浜トリエンナーレ組織委員会が書面を受領した日の翌

日計算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式2）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に電子メールで通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

平成30年7月2日（月）から7月9日（月）17時まで（必着）

(2) 提出先

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-4-1 横浜美術館内
横浜トリエンナーレ組織委員会事務局（担当：高橋、福岡）
メールアドレス：info@yokohamatriennale.jp 電話：045-663-7232

(3) 提出方法

電子メール

送信形式はテキスト形式とし、質問書は添付ファイルとしてMicrosoft Word またはテキストファイルとして下さい。また必ず電話による着信確認を行ってください。

(4) 回答日及び回答方法

平成30年7月13日（金）までに電子メールで回答します。なお、質問が1件もない場合は送付しません。

6 提案書の内容

(1) 提案書は、次の項目を所定の様式に記載して下さい。

ア 業務実績：広報・プロモーションもしくは類似業務の実績および担当業界や分野における実績がわかるように記載。（様式3-別紙1）

あわせて、本業務の担当者の広報・プロモーションもしくは類似業務の職務経験・実績、担当者が複数の場合は、実施体制と全員分の経験・実績がわかるものを提出してください。

イ 提案者が考える、横浜トリエンナーレの広報プロモーションに対する意見、横浜トリエンナーレ2020年開催に向けた方針の提案（様式3-別紙2）

ウ 提案者の個性や独自性を表現する資料、アを補う資料（様式3-別紙3）

※ただしア～ウは別書式での提出も可とします。

エ 見積書（様式4）

(2) 作成にあたっては、以下の点に注意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述して下さい。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト・写真等の使用は可能です。ただし、社名やロゴマーク等、提案者が特定される図柄は使用しないでください。

ウ 具体的な提案内容は別様式も可としますが、A4サイズで作成してください。

7 評価基準

別紙「プロポーザル評価基準」のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数

10部（正9部、複写用1部）

イ 提出先

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-4-1 横浜美術館内
横浜トリエンナーレ組織委員会事務局（担当：高橋、福岡）

ウ 提出期限

平成30年7月25日（水）17時必着

エ 提出方法

郵送または持参

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。）

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

平成30年8月上旬（予定）

(2) 実施場所

横浜トリエンナーレ組織委員会の指定する場所

(3) 出席者

本業務を受託した場合に実際に担当する予定である者を含む3名以下としてください。

(4) 機材等

ノートパソコンの持ち込み可。スクリーンの用意があります。

※原則は紙資料での説明を基本としてください。

(5) その他

時間・場所等詳細については別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜トリエンナーレ組織委員会 契約業者選定委員会	横浜トリエンナーレ 2020 年開催に 向けての広報・プロモーション関連業 務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定 に関する事	プロポーザルの評価・特定に関するこ と
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜トリエンナーレ組織委員会開催本 部長 ・横浜市文化観光局総務部長 ・横浜市文化観光局文化プログラム推進 課長 ・横浜市文化観光局創造都市推進課長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 事務局長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 経営企画室長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 横浜市民ギャラリー主席エデュケーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市文化観光局文化プログラム推 進課長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財 団経営企画室長 ・横浜市文化観光局横浜魅力づくり室 横浜プロモーション担当課長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財 団横浜美術館広報・渉外チーム リー ダー ・横浜トリエンナーレ組織委員会事務 局コミュニケーション・オフィサー

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

平成 30 年 8 月中旬までに行います。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、組織委員会が通知を発送した日の翌日起算で、組織委員会の非営業日を除く 5 日後の午後 5 時まで提出先まで提出しなければなりません。組織委員会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、組織委員会非営業日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために組織委員会において作成された資料は、組織委員会の了解なく公表、

使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、組織委員会の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、組織委員会の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行う場合があります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があったもの
- (7) ヒアリングに出席しなかったもの

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。